

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(4)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>	<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>
<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条～第3条 省略</p>	<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条～第3条 省略</p>
<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第10条 省略</p>	<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第10条 省略</p>
<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条(キャッシングの利用)</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5)会員が当社のATMまたは提携CD・ATMでキャッシングを利用する場合、1回払いまたは元利定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という)のうち、会員が利用時に指定した方法となります。なお、一部の提携CD・ATMで1回払いがご利用になれない場合があります。また、会員が提携CD・ATMでリボルビング払いを利用した際に提携先の都合により、利用明細書等に「分割10回払い」等と表示される場合があります。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7)会員が(1)の方法でキャッシングを利用する場合、ATM利用手数料を無料とします。</p>	<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条(キャッシングの利用)</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5)会員が当社のATMまたは提携CD・ATMでキャッシングを利用する場合、1回払いまたは元利定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という)のうち、会員が利用時に指定した方法となります。なお、1回払いのご利用は、当社の指定するCD・ATMならびにお申込み方法に限ります。また、会員が提携CD・ATMでリボルビング払いを利用した際に提携先の都合により、利用明細書等に「分割10回払い」等と表示される場合があります。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7)会員が(1)の方法でキャッシングを利用する場合、ATM利用手数料は無料です。</p>
<p>第12条 省略</p>	<p>第12条 省略</p>
<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条 省略</p>	<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条 省略</p>
<p>第14条(カードの紛失、盗難等)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)偽造カードによるカード利用あるいは会員番号・有効期限等を盗用されての非対面の形態でのカード提示の伴わないカード利用に係る代金については、会員は支払いを免除されます。</p>	<p>第14条(カードの紛失、盗難等)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)偽造カードによるカード利用あるいは会員番号・有効期限等を盗用されての非対面の形態でのカード提示の伴わないカード利用に係る代金であることを当社が認めた場合は、会員は支払いを免除されます。</p> <p>(4) 省略</p>

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
第15条～第26条 省略	第15条～第26条 省略
ICカード特約（以下省略）	ICカード特約（以下省略）
エポスゴールドカード特約（以下省略）	エポスゴールドカード特約（以下省略）
エポスプラチナカード特約（以下省略）	エポスプラチナカード特約（以下省略）
個人情報の取り扱いに関する同意条項（以下省略）	個人情報の取り扱いに関する同意条項（以下省略）
丸井・エポス共同発行特約（以下省略）	丸井・エポス共同発行特約（以下省略）
個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 （丸井・エポスカード共同発行カード用）（以下省略）	個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 （丸井・エポスカード共同発行カード用）（以下省略）